

確定申告準備はお済みですか？

所得税・町県民税の申告期間は、**2月16日(月)～3月16日(月)**です。

この申告は、令和7年中の所得を申告するもので、令和7年分の所得税や
令和8年度の町県民税の課税基礎となりますので、必ず申告してください。
「町県民税申告書」を前年の申告状況に基づき送付していますが、次の内容
をよくご確認いただき、ご自身の所得状況に応じて申告してください。

町の申告相談

ところ 文化会館

受付 午前8時30分～11時、午後1時～4時

相談 午前9時～正午、午後1時～

※期間中の土・日曜日、祝・休日を除く

申告相談地区割日程表

日 程	地区割
2月16日(月)	全地区
2月17日(火)	大総地区 東陽地区
2月18日(水)	横芝地区(栗山・鳥喰以外) 南条地区
2月19日(木)	横芝地区(栗山・鳥喰) 日吉地区
2月20日(金)	上堺地区 白浜地区
2月24日(火)	横芝地区(栗山・鳥喰以外) 南条地区
2月25日(水)	大総地区 東陽地区
2月26日(木)	上堺地区 白浜地区
2月27日(金)	横芝地区(栗山・鳥喰) 日吉地区
3月2日(月)～3月16日(月)	全地区

※上記日程で都合の悪い方は、対象地区ではない日でも相談できます。

※申告期間のうち、以下の日の午前中は、混雑が予想されます。

2月16日(月)～3月6日(金)、3月9日(月)・16日(月)

町では受けられない申告相談

次の申告に関する相談は、町では受けられませんので、
東金税務署へご相談ください。

- ①青色申告
- ②土地・建物、株式、貴金属等の譲渡所得が含まれる確定申告
- ③雑損控除 ④消費税 ⑤贈与税 ⑥相続税
- ⑦初回の住宅借入金等特別控除 ⑧令和6年分以前の申告
- ⑨準確定申告

お願いと注意事項

- 事業所得や不動産所得などの収支内訳は事前に計算をしてください。
- 医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書を作成してください。
待ち時間短縮のためご協力をお願いします。
- 国税庁では、令和7年1月から確定申告書提出時に申告書の控えに
收受印を押さなくなつたことから、町で受け付けする確定申告
書の控えにも收受印は押さなくなりましたので、ご注意ください。

問
税
務
課
住
民
税
班
東
金
税
務
署
☎ 0475(52)3121
☎ (84)1212